

## 第10回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和3年3月23日(火) 午前10時00分

2 場所 滝沢市役所 2階 201・202会議室

### 3 日程

日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 業務報告について

日程第 4 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第 5 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 6 議案第 3号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第 7 議案第 4号 農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について

日程第 8 議案第 5号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第 9 議案第 6号 農地等の買受適格証明願に対する可否の決定について

日程第 10 議案第 7号 農地のあっせんについて

日程第 11 議案第 8号 農地法第30条の規定による利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否の決定について

日程第 12 議案第 9号 令和3年度滝沢市農業労賃標準額の設定について

日程第 13 議案第 10号 滝沢市農業委員会事務局職員の任免について

日程第 14 報告第 1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について

日程第 15 報告第 2号 農地転用届出の確認事務報告について

### 4 出席委員

農業委員

1番委員 駿河 信一

2番委員 太田 豊

4番委員 佐藤 恵一郎

5番委員 武田 美紀

6番委員 高橋 敏彦 (リモート)

7番委員 吉清水 秀明

8番委員 大森 泰英

9番委員 齊藤 新一

推進委員

吉清水一之

幅 和弥

齊藤 修 (リモート)

藤村 与志夫 (リモート)

井上 浩児 (リモート)

5 欠席委員 3番委員 新田 義修

6 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局 事務局長 田村 範夫

〃 総括主査 海老澤 愛

〃 主査 高橋 昂希

開会時刻 令和3年3月23日（火） 午前10時00分

局長 (リモート総会における注意事項の説明)

議長 只今の出席農業委員は、参集農業委員が7名、リモート会議システムによる出席農業委員が1名、合計8名であります。  
定足数に達しておりますので本総会は成立いたします。  
なお、本日は推進委員5名が出席しています。  
日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、お諮りいたします。  
本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

(異議なし)  
(リモート参加者の異議なしを確認)

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。  
議事録署名人につきましては、4番佐藤恵一郎委員と5番武田美紀委員を指名します。  
書記には、事務局の海老澤総括主査と高橋主査を指名します。  
日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。  
本総会の会期は本日1日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)  
(リモート参加者の異議なしを確認)

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。  
日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

田村事務局長 それでは私の方から第10回滝沢市農業委員会総会業務報告をさせていただきます。議案書は2ページから3ページをご覧ください。令和3年2月25日から令和3年3月23日までの分となっております。

(第9回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告)

議長 それでは議事に入ります。  
日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定についてを議題とします。なお、冒頭でご説明しましたが、議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。  
事務局より説明させます。

高橋主査 それでは、補足説明させていただきます。議案書は5ページをご覧ください。

整理番号1番及び2番は、ともに贈与の案件です。

整理番号1番は、親族同士での贈与となります。

整理番号1番及び2番の農地譲り受け者は、譲り受ける農地に隣接する農地を所有・耕作しております。

なお、整理番号2番は、過去に両者の親世代が、農地の売買を行おうとし、売買代金を支払い済みでしたが所有権移転に必要な手続きを行っていなかったころから所有権が変わらず現在に至っていたものを世代が変わり、整理するために農地所有者と譲受人が直接調整をしたものです。

以上より、整理番号1番2番の案件については、議案書6ページからの調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、吉清水秀明農業委員、吉清水一之推進委員、幅和弥推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を幅推進委員にお願いします。

幅推進委員 それでは、私のほうから整理番号1番及び2番について、3月17日に吉清水秀明農業委員と吉清水一之推進委員と現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。

整理番号1番及び2番の現地は、全体として広く農地として活用されていることが確認でき、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。

以上で議案第1号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

(リモート参加者の○の札を確認)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

海老澤総括主査 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は3件です。議案書は11ページをご覧ください。

整理番号1番は、物流倉庫の事業用倉庫や事務所建築のための造成が計画されている土地に隣接する場所を当該造成工事にかかる資材や不動産事業の拠点となる資材置き場とするための売買による転用の申し出です。造成計画は全体で20,482.5㎡、その内転用面積が1,708㎡となります。

申請地は、原野及び宅地に囲まれた農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と考えられます。なお、当該地は令和3年3月19日に農業振興地域の農用地区域から除外されております。

資金計画は親会社である株式会社が全額融資するものであり、融資証明書により事業の確実性について確認しているところです。

なお、市都市政策課に対し都市計画法第29条第1項の規定による開発許可申請が提出済みであり、農地転用許可と同日で許可の交付見込みとなっております。

これらのことから、転用の用途に供することの確実性、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれがなく、事業計画及び面積も妥当であると判断されることから、許可相当と判断しようとするものです。

続きまして整理番号2番は、家族が増え現在居住しているアパートが手狭になったため、また親の農業の手伝いをするため実家に隣接する場所に居宅を建築するための使用貸借による転用の申し出です。

申請地はおおむね10ha以上の規模の一団の農地に接することから第1種農地と判断されますが、集団的農地の辺縁部で居宅が連担している既存集落内であることから、集落接続により許可できるものと判断しました。

資金計画は全額金融機関からの融資によるものであり、金融機関からの事前相談結果通知により、事業の確実性について確認しているところです。

これらのことから、転用の用途に供することの確実性、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれがなく、事業計画及び面積も妥当であると判断されることから、許可相当と判断しようとするものです。

最後に整理番号3番ですが、開発の進んでいる牧野林地区は歯科医院が少ないため地域住民の健康維持を目的とし歯科診療所を建設するための売買による転用の申し出です。

申請地はおおむね10ha以上の規模の一団の農地に接することから第1種農地と判断されますが、市道を挟んで南側は市街化区域となっていることから、集落接続により許可できるものと判断しました。

資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明書により、事業の確実性について確認しているところです。

これらのことから、転用の用途に供することの確実性、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれがなく、事業計画及び面積も妥当であると判断されることから、許可相当と判断しようとするものです。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、吉清水推進委員にお願いします。

吉清水推進委員 推進委員の吉清水です。それでは私の方から、議案第2号整理番号1番から3番について、現地調査を実施してまいりましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、JR小岩井駅から南東に約800メートルのところにあります。

周囲の状況は、東側、南側は非農地で原野、西側は盛岡西リサーチパーク、北側は道路を挟んで宅地となっております。

雨水は、既設排水溝及び既設水路へ放流するという事です。

以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

つづきまして、整理番号2番について報告いたします。

申請地の位置は、滝沢市立篠木小学校から南西に約900メートルのところにあります。

周囲の状況は、東側及び西側は宅地、南側は農地、北側は道路となっております。

給水は上水道、排水は農業集落排水を使用するという事です。

以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

最後に、整理番号3番について報告いたします。

周囲の状況は、東側は宅地、西側及び北側は農地、南側は道路となっております。

給水は上水道、排水は合併浄化槽を使用し雨水とともに市の道路側溝へ放流するという事です。

以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で、議案第2号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

大森農業委員 整理番号2番の申請地見取図に記載されている隣接する地番は本案件に含まれていないようですがどういった関係でしょうか。

海老澤総括主査 この隣接する地番は議案第5号の整理番号1番にかかる案件で、今回の整理番号2番の転用申請の際、居宅が農地にはみ出していることが確認されたことから適用外証明の申請となったものです。

議長 なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)  
(リモート参加者全員の○の札を確認)

議長 挙手全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。  
本案件の整理番号1番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限があります。整理番号1番は、7番吉清水秀明委員が該当します。  
つきましては、最初に整理番号1番を審議し、次に整理番号2番から13番までを一括審議することについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)  
(リモート参加者の異議なしを確認)

議長 ご異議がないようですので、最初に整理番号1番を審議し、次に整理番号2番から13番までを一括審議することとします。  
本案件の整理番号1番につきまして、議事参与の制限があります、7番 吉清水秀明委員の退席を求めます。

(7番吉清水秀明委員退席)

議長 事務局より説明させます。

高橋主査 それでは、整理番号1番について補足説明させていただきます。  
議案書は19ページをご覧ください。  
整理番号1番は、所有者から貸付希望があったことにより、農業委員より隣接する農地の耕作者に声がけしていただきましたが、成立に至りませんでした。  
その後農地の所有者から農業委員に耕作してほしいと頼まれたこともあり、今回借り受けることとなった案件でございます。  
以上、整理番号1番は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます  
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、幅推進委員にお願いします。

幅推進委員 推進委員の幅です。  
それでは、私の方から整理番号1番について、ご報告申し上げます。  
整理番号1番の農地につきまして、いつでも耕作できる状態で管理されていることが確認できました。  
農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、

今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で、議案第3号 整理番号1番の現地調査報告を終わります。

議長                   これより質疑に入ります。

（質疑なし）  
（リモート参加者質疑なしを確認）

議長                   なければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第3号、整理番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）  
（リモート参加者全員の○の札を確認）

議長                   挙手全員であります。よって議案第3号、整理番号1番は原案のとおり決定いたしました。

7番吉清水秀明 委員の入場を許可します。

（7番吉清水秀明 委員 入場）

議長                   7番吉清水秀明委員にお伝えします。  
議案第3号、整理番号1番につきましては、挙手全員で決定しました。続きまして、整理番号2番から審議します。事務局より説明させます。

高橋主査             それでは、整理番号2番から7番について補足説明させていただきます。議案書は20ページをご覧ください。

整理番号2番及び3番は、農地所有者と借受者それぞれが直接調整し、成立した案件となっております。

整理番号4番は、第9回農業委員会総会報告第3号整理番号3番において報告していた農地第18条第6項による合意解約した農地となっております。

本案件については、合意解約後、地域の推進委員が周辺を耕作している借受人との間を調整いただき、成立した案件となっております。

整理番号5番の農地所有者は整理番号1番と同様であります。

借受者は本案件の農地の隣を耕作している認定農業者であります。

整理番号6番の農地は相続未登記であります。

相続人を確認したところ、農地所有者の長男次男の二人が相続を受ける権利がありましたが、次男は亡くなっており、その相続権を得た次男の息子3人は相続放棄の手続きをしていることを確認いたしました。

以上のことより、本件の相続権者は長男1人です。

なお、借受人は相続権者である長男の息子と同級生ということもあり、

今回農地の貸借の話があがり、成立に至ったものであります。

整理番号7番につきましては、農地中間管理機構の利用権の設定のため、本案件に関しては調査書の添付をしておりません。

整理番号8番から13番につきましては、更新の案件となっております。

以上、整理番号2番から6番並びに8番から13番は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告については、新規の案件について幅推進委員にお願いします。尚、再設定の案件については現地調査を省略しております。

幅推進委員 推進委員の幅です。  
それでは、私の方から整理番号2番から7番について、ご報告申し上げます。

整理番号2番から4番、7番の農地につきまして、いずれの現地も、全体として広く農地として活用されていることが確認できました。

また、整理番号5番6番の現地はいつでも耕作できる状態で管理されていることが確認できました。

農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で、議案第3号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

(リモート参加者質疑なしを確認)

議長 なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号、整理番号2番から13番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

(リモート参加者の○の札を確認)

議長 挙手全員であります。よって議案第3号、整理番号2番から13番までについて、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第4号、農用地利用配分計画(案)に対する意見の決



定についてを議題とします。事務局より説明させます。

高橋主査

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用配分計画（案）に対する意見の決定について補足説明いたします。議案書は39ページをご覧ください。

今回権利の設定を受ける者は、滝沢市の認定農業者であり、市内で10ヘクタールほど耕作しております。

経営面積・従事日数など別添意見書のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

なお、本件は、議案第3号整理番号7番の案件で農地中間管理機構に農地中間管理権を設定することが決定した農地を、借受希望者に貸し付けするものです。事務手続き期間の短縮化を図る観点から、利用集積計画の決定公告の前ではありますが、農用地利用配分計画案への意見の決定についてを同日の総会において、ご審議いただくものであります。

以上で説明を終わります。

議長

本案件の現地調査報告は、議案第3号で報告済みですので省略します。これより質疑に入ります。

（質疑なし）

（リモート参加者質疑なしを確認）

議長

なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

（リモート参加者の○の札を確認）

議長

挙手全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第8、議案第5号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

海老澤総括主査

議案第5号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は42ページをご覧ください。

非農地の事由ですが、平成5年度に居宅を建築する際増築する部分は宅地に入っていると誤って認識し建設してしまったということです。

整理番号1番は、農地でなくなってから20年以上経過しており、要領に基づき判断しますと、問題ないものと考えられます。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を吉清水推進委員にお願いします。

吉清水推進委員 それでは私の方から議案第5号整理番号1番について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、議案第2号整理番号2番で報告しました農地の北側に隣接しております。

現地は、既存の母屋に増築されており、宅地となっております。

以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず宅地となっております、すでに農地性はないものと見受けられました。

以上で議案第5号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

(リモート参加者質疑なしを確認)

議長 なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

(リモート参加者の○の札を確認)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第9、議案第6号、農地等の買受適格証明願に対する可否の決定について、また、当該買受適格証明書の交付を受けたものが、最高価買受人又は次順位買受人となり、農地法第5条の規定による許可申請書を提出した場合において、当農業委員会会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めるときを除き、許可相当とすることの議決を求めます。事務局より説明させます。

海老澤総括主査 議案第6号、買受適格証明願について補足説明いたします。案件は、競売物件は1件に対し申請が1件となっております。議案書は45ページをご覧ください。

9月開催総会では農地法3条の買受適格証明の案件でしたが、今回は農地法5条の買受適格証明となります。改めて買受適格証明についてご説明いたします。

競売や公売になった農地の入札に参加する場合に、裁判所から農地法の許可を受ける見込みのある者であることを証明する書類を求められます。これを買受適格証明といいます。

農地として取得する場合、又は、農地を転用して取得する場合など、農地を取得できないものが最高価買受人になるのを未然に防ぐため、入札に参加する者は買受適格証明を有しているものに限定するという

取り扱いがなされています。

買受適格証明の交付を行った後、最高価落札者から許可申請書の提出があった場合、再度総会で審議するとまた1か月程度の期間がかかってしまうため、事務処理の迅速化を図るため、買受適格証明の審議をするにあたり、落札者から申請があった場合は、許可書を交付してさしつかえない旨の議決をするものです。

これにより、証明書交付時と事情が異なっていないかぎり、会長決裁により許可証の発行が可能となるものです。

それでは整理番号1番の補足説明をいたします。

整理番号1番は、申請地の北側に隣接する宅地も競売物件となっており、申請者は宅地にかかる物件の入札をするにあたり当該地に進入路がないことから、進入路及び駐車場の整備のための転用の申し出です。

なお、申請地の東側に隣接する道路は、私有地であり道路交通法上の道路にはあたらないため、他人が通行することはできないことからこれとは別に進入路を作るというものです。

申請地はJR小岩井駅から300m以内に位置することから、第3種農地と判断されます。

資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明書により、事業の確実性について確認しているところです。

これらのことから、転用の用途に供することの確実性、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれがなく、事業計画及び面積も妥当であると判断されることから、許可相当と判断しようとするものです。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は吉清水農業委員にお願いします。

吉清水農業委員 農業委員の吉清水です。それでは私の方から、議案第6号整理番号1番について、現地調査を実施してまいりましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、JR小岩井駅から北に約200メートルのところにあります。

申請地の周囲の状況は、四方を宅地に囲まれておりました。

以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で、議案第6号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

大森農業委員 買受適格証明願が2件と聞いた気がしますが、もう1件はどうなっておりますか。

海老澤総括主査 競売物件が1件に対し、申請が1件ということになります。

議長 なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第6号 整理番号1、農地等の買受適格証明願に対する可否の決定について、原案のとおり証明することについて、また、当該買受適格

証明書の交付を受けたものが最高価買受人又は次順位買受人となり、農地法第5条の規定による許可申請書を提出した場合において、当農業委員会会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めるときを除き、許可相当とすることについて賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)  
(リモート参加者の○の札を確認)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第6号、整理番号1番については証明し、許可申請書の提出があった場合は許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第10、議案第7号、農地のあっせんについてを議題とします。  
事務局より説明させます。

高橋主査 議案第7号、農地のあっせんにつきましては、貸付が1件、借受が1件でございます。議案書は49ページをご覧ください。  
以上で説明を終わります。

議長 暫時、休憩します。

(10時47分休憩)  
(10時52分再開)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。  
これより質疑に入ります。

(質疑なし)  
(リモート参加者質疑なしを確認)

議長 なければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第7号について、あっせんすることに決定してよろしいか、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)  
(リモート参加者の○の札を確認)

議長 挙手全員でございます。  
よって、議案第7号についてはあっせんすることに決定いたしました。

整理番号1番のあっせん委員につきましては、南部地区担当の武田農業委員、吉清水推進委員、齊藤推進委員の3名の方をあっせん委員とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長                   ご異議なしということでございますので、整理番号1番のあっせん委員につきましては、以上の3名の方とすることに決定いたしました。

整理番号2番のあっせん委員につきましては、西部地区担当の太田農業委員、宮林推進委員、桑原推進委員の3名の方をあっせん委員とすることに異議ございませんか。

(異議なし)

議長                   ご異議なしということでございますので、整理番号2番のあっせん委員につきましては、以上の3名の方とすることに決定いたしました。

議長                   日程第11、議案第8号、農地法第30条の規定による利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否の決定についてを議題とします。事務局より説明させます。

高橋主査             それでは、農地・非農地の判断につきまして説明させていただきます。案件は6件です。

議案書は51ページをご覧ください。申請地見取図は20ページからご覧ください。

今回の案件は、非農地事前通知を受け所有者から非農地証明願が出されたものです。以上で説明を終わります。

議長                   本議案の農地は、令和2年8月4日から行った農地パトロールで確認済みであり、同年10月20日開催の農地パトロール実施結果報告会で報告しておりますので、現地調査報告は省略とします。

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

(リモート参加者質疑なしを確認)

議長                   質疑を終了して採決に入ります。

議案第8号、農地法第30条の規定による利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否の決定について、非農地と判断することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

(リモート参加者の○の札を確認)

議長                   挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

議長                   日程第12、議案第9号、令和3年度滝沢市農業労賃標準額の設定についてを議題とします。事務局より説明させます。

海老澤総括主査 議案第9号について補足説明いたします。議案書の53ページをご覧ください。

令和3年度滝沢市農業労賃標準額(案)につきましては、農政小委員会において原案を検討し、農業生産組織の代表及び市内農業者等に参加していただいた検討会において了承されたものです。

議案書の53ページは現行の令和2年度と令和3年度改定案を示しているもので、主な改正点についてご説明申し上げます。

人力の部において軽作業、果樹園作業のその他一般作業の標準額を日額24円、時給3円増とするものです。これは令和2年度10月に改訂された最低賃金の改定によるものでございます。

人力の部以外につきましては、令和2年度と同様となっております。

議案書54ページは農家の皆さまに配布する令和3年度農業労賃標準額表の案となります。

機械移動費の料金について、当市は設定されておりませんが、お互い協議がしやすくなるよう欄外に「機械移動費は含まれておりません。協議の上別途加算してください。」という表記を追加しました。

以上で、説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

(リモート参加者質疑なしを確認)

議長 なければ質疑を終了して採決に入ります。議案第9号、令和3年度滝沢市農業労賃標準額の設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

(リモート参加者全員の○の札を確認)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり設定することに決定いたしました。

議長 日程第13、議案第10号、滝沢市農業委員会事務局職員の任免についてを議題とします。事務局より説明させます。

田村事務局長 (議案書朗読説明)

議長 本案件は、人事案件のため、質疑を省略し、ただちに、採決に入ります。議案第10号、滝沢市農業委員会事務局職員の任免について、承認する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

(リモート参加者の○の札を確認)

議長 挙手全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 それではここで退任する職員から挨拶をお願いします。まず海老澤総括主査からお願いします

海老澤総括主査 (挨拶)

議長 次に、田村事務局長からお願いします。

田村事務局長 (挨拶)

議長 ありがとうございました。今後もよろしく願いいたします。なお、任命される二人の方からは、総会終了後に挨拶を予定しております。それでは議事を進めます。

議長 日程第14、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告、及び、  
日程第15、報告第2号、農地転用届出の確認事務報告につきましては、お手元の議案書59ページからのとおりとなっておりますのでご確認願います。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。  
これをもって、第10回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和3年3月23日 午前11時05分

議 長

---

会議録署名人 4 番委員

---

会議録署名人 5 番委員

---

これは原本である。

令和3年2月24日

滝沢市農業委員会会長 齊 藤 新 一